

平成 15 年度第 2 回理事会議事録

日時：平成 15 年 6 月 28 日（土）10：00～15：50

会場：東京・全共連ビル コンベンションホール

出席者：

会長：野澤 志朗

副会長：藤井 信吾、田中 憲一

理事：石塚 文平、石丸 忠之、伊藤 昌春、稲葉 憲之、植木 實、大濱 紘三、
岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、木下 勝之、工藤 隆一、佐藤 章、
鈴森 薫、武谷 雄二、星 和彦、本庄 英雄、村田 雄二、和氣 徳夫

監事：荒木 勤、中野 仁雄

名誉会員：鈴木 雅洲

幹事長：吉田 幸洋

幹事：植田 政嗣、小田 瑞恵、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、澤 倫太郎、
清水 幸子、杉浦 真弓、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会副議長：足高 善彦、松岡 幸一郎

専門委員会委員長：深谷 孝夫、吉川 裕之

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、小山 圭子

専門委員会委員長：深谷 孝夫、吉川 裕之

配布資料

1：定款、定款施行細則

2：平成 14 年度臨時理事会議事録（案）

3：平成 15 年度第 1 回理事会議事録（案）

庶務 1：日本産科婦人科学会役員・幹事・各委員会委員名簿

庶務 2：平成 15 年度運営企画委員会内委員

庶務 3：子宮内膜症協会要望関連資料

庶務 3-2：子宮内膜症協会の要望を受けての生殖内分泌委員会報告に載せる前文

庶務 4：会員からの生殖内分泌委員会報告の統計に関する指摘

庶務 5：会員からの卵巣腫瘍取扱い規約第 1 部に関する指摘

庶務 6：周産期委員会からの「アセチルスピアマイシン」再検討の依頼

庶務 7：協和発酵工業からのアセチルスピアマイシン製造販売中止理由書

庶務 8：匿名の女性医師からの学術講演会時の託児所への注文と諸学会の託児所併設状況

庶務 9：厚生労働省からの「妊婦等における水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意
事項」関連資料

庶務 10：厚生労働省母子保健課からの「健やか親子 21」における指標のベースラインの
最終設定

庶務 11：日産婦医会からの本会「専門委員会ポスター報告」貸与の依頼
庶務 12：日産婦医会から厚生労働省医道審議会宛要望書
庶務 13：フィブリノゲン製剤の薬害肝炎原告団、弁護団からの薬害肝炎実態調査に関する要望書
会計 1：平成 14 年度決算に関わる資料
学術 1：学術資料一式
渉外 1：JOGR に係わる Blackwell 社との出版契約書（案）
社保 1、2：社会保険関連委員一覧
社保 3：不妊治療の保険収載の新聞記事
社保 4、5：血液製剤に関する改正事業法施行の資料
社保 6：平成 15 年度外保連への要望事項について（案）
社保 7：日医疑義解釈委員会会議要旨
社保 8、9：混合診療についての会員からの問い合わせ及び見解
専門医制度 1：平成 15 年度認定二次審査実施要領
専門医制度 2：他学会の必修化後の研修期間
倫理 1：倫理委員会委員（案）
倫理 2：胚提供による生殖補助医療に関する倫理委員会見解（案）
倫理 3：倫理審議会委員案
定款改定 1：文部科学省定款モデル案
定款改定 2：定款、定款施行細則新旧改定案
学会のあり方 1：平成 14 年度学会のあり方検討委員会報告
学会のあり方 2：第 1 回サブスペシャリティ議事録（案）
広報 1：平成 14 年度本会主催公開講座「女性の健康を考える」アンケート結果
広報 2：平成 14 年度地方部会担当公開講座実績及び平成 15 年度開催予定
広報 3：第 56 回本会主催公開講座企画実行案
広報 4：婦人科悪性腫瘍化学療法研究機構（JGOG）からの市民公開講座共催の依頼
AOCOG 実行委員会 1：2007AOCOG 実行委員会事業計画（案）

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中 21 名出席し定数に達したので野澤会長が開会を宣言した。
議事録署名人として従来通り会長、庶務担当常務理事、会計担当常務理事を選出して議事に入った。

会議の冒頭にあたり、**落合常務理事** より、「厚生労働省より会長宛『妊婦等における水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項』の通知と会員への周知徹底依頼の書面を受領した（6 月 9 日）ことに関連して、本日まで説明いただくため厚生労働省医薬局食品保健部基準課宮川正二氏をお招きした」と報告され、説明と質疑の時間が設けられた。最初に**宮川氏** より[資料：庶務 9]に基づき「今回厚生労働省では、食事からのメチル水銀摂取が胎児の発達に影響するという国際的な動きを背景に、魚介類等の水銀含有量と、我が国に

おけるそれぞれの魚介類等の摂食状況を踏まえ、特に妊婦及びその可能性のある方を対象に、注意していただく魚の種類や量につき取りまとめたものを発表した。クジラを多食しているイギリス北方の島の民族は妊婦の毛髪のメチル水銀含有量が高く、胎児の神経発達の影響が懸念されている。因みに日本人が現在摂取している程度の水銀は健康に影響を与えるものではないが、妊婦及びその可能性のある方が、例えば水銀濃度の高いキンメダイ、メカジキなどを偏って食べると胎児に影響が出る可能性があることより、これらを偏食しないようにとの注意である」との説明があった。

続いて以下の質疑があった。

和氣理事 「臨床で施行できるメチル水銀の測定系はあるのか。また測定系がない場合妊婦への対応法はどうするのか」

岡村理事 「厚生労働省の Q&A の内容より詳細な情報を得る手段はあるか」

これに対し、**宮川氏** より「臨床で活用できる測定系の有無は現段階で不明なので、確認する。妊婦への対応は厚生労働省の Q&A を参考にしてほしい。また現在一般にすぐ得られる詳しい情報はないが、今後検討する」との返答がなされた。

中野監事 より「メチル水銀を測定して欲しいという要求は必ずある。個別の対応ではなく、行政としての対応を検討してほしい」との意見が出された。

木下理事 「北海の島で魚介類等の摂食により具体的に胎児に影響があったという報告はあるか」

嘉村理事 より「日本国内にて地方別に魚介類等の摂食の差異についての報告はあるか」

これに対し、**宮川氏** より「具体的に胎児に影響があったという報告や、地方別魚介類摂食の報告はないと思う」との返答がなされた。

武谷理事 より「行政レベルでもう少し国民にわかりやすい具体的な対応を考えるべき」との意見が出された。

大濱理事 より「日本において現段階で具体的なメチル水銀の影響があるのか。妊婦へどこまで指導するのか。また注意事項[資料：庶務 9]にある妊娠の可能性のある方という表現も紛らわしいのではないか」との質問と意見がなされた。

これに対し、**宮川氏** より「現段階でメチル水銀の影響の報告はない。今回の主旨としては偏った食生活をしないよう注意をうながすという意味である。今後行政として今回出された質問事項等に対応してゆく」との返答がなされた。

野澤会長 より宮川氏に「行政にはメチル水銀の測定系、対応の充実、地方別の魚介類等の摂食の現況の把握等を検討してほしい」との要望が伝えられ、日本産科婦人科学会としては厚生労働省のホームページにリンクできるようにすること、及びこの問題は周産期委員会で対応することを承認した。

引き続き通常通りの議事に移った。

・平成 14 年度臨時理事会議事録(案)、平成 15 年度第 1 回理事会議事録(案)の確認
上記議事録(案)が示され原案の通り承認された。

・ 業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務 (落合和徳理事)

[． 本会関係]

(1) 会員の動向

会員数：15,881 名 (5 月 31 日現在)

^{の た け ゆ き お}
野嶽幸雄名誉会員 (東京) が 5 月 3 日に逝去されたので、会長名甲電、生花を手配し、告別式に会長が参列した。

^{ひ さ な が さ ち お}
久永幸生功労会員 (福岡) が 5 月 7 日に逝去されたので、会長名甲電、生花を手配した。

^{い い だ し げ き}
飯田茂樹功労会員 (愛知) が 6 月 4 日に逝去されたので、会長名甲電、生花を手配した。

(2) 飯島正一郎事務局長の逝去及び後任事務局長の任命について

飯島事務局長には 5 月 25 日に逝去された。会長名甲電、生花を手配するとともに、会長名の甲辞を捧げた。

なお、事務局機能の遅滞なきを期すため、6 月 6 日の第 2 回常務理事会での協議により、同日付で後任事務局長として荒木信一次長を任命した。

(3) 本会役員等氏名一覧について

総会及び第 1 回理事会での協議を踏まえた本会役員等の氏名を機関誌 55 巻 5 号に掲載した。

また、併せて住所録を作成した。[資料：庶務 1]

なお、役員就任挨拶状を日本医師会・医学会、関連学会・日本産婦人科医会、行政 (文部科学省、厚生労働省、最高裁判所) 宛送付する手続きを行った。

(4) 専門委員会委員長の理事会への陪席及び定例記者会見への参加について

4 月 15 日の第 1 回理事会での専門委員会委員長の理事会への陪席の提案を受け、第 1 回常務理事会で協議を行った。その結果、本日の第 2 回理事会から専門委員会委員長の陪席を依頼することとした。また、専門委員会の活動内容を社会に広く認識していただく意味で理事会後の定例記者会見への参加を内容により依頼することとした。

(5) 平成 15 年度運営企画委員会内委員会の設置と委員について[資料：庶務 2]

落合理事より鑑定人推薦委員会 (委員長 石丸理事)、専門委員会の機構改革委員会 (委員長 嘉村理事)、会員カード導入検討委員会 (委員長 佐藤理事)、事務局 IT 化推進委員会 (委員長 石塚理事) の委員会と委員について報告があり、これを了承した。

(6) 小児科とのパイプラインの再構築について

村田理事 より「2年前まで理事会内委員会として産科小児科合同委員会が存在したが、所期の目標である周産期のサブスペシャリティの検討を新生児学会に委任するという方向性が確立したので解散した。しかし、昨今両会をめぐるサブスペシャリティの新たな動向が見られること及び卒後教育の観点から、小児科との共同歩調が必要な局面が出てきた。小児科とのパイプライン再構築のため、両会から委員を推薦する形での合同委員会の設置を行いたい」との提案があり、協議の結果、これを承認した。

(7) 専門委員会関連 日本子宮内膜症協会より同協会が厚生労働省に提出した「子宮内膜症の薬物治療に関する要望書」への本会のコメント及び第 55 回学術講演会の生殖・内分泌委員会の報告ボードの内容にクレームがついたことについて

落合理事 より「日本子宮内膜症協会が厚生労働省に提出した『子宮内膜症の薬物治療に関する要望書』につき厚生労働省から昨年 12 月に本会に意見を求められた。本会の生殖・内分泌委員会の星合委員長にその検討をお願いし、本会としての意見を 3 月 25 日に厚生労働省に提出した。今般、同協会の代表から 4 月の学術集会時の生殖・内分泌委員会の活動報告ポスターを見て、本会のコメントのみとなっており、同協会の要望内容が掲載されていないのは、各先生には理解不能ではないか。機関誌掲載時には子宮内膜症協会の要望の一項目でも掲載してほしい。また、本会のコメントの内容についても一部異議があるとともに、医会の一部の見解とに相違がある、との申し入れである」との報告があった。

[資料：庶務 3]

本件については第 1 回常務理事会での協議の結果を踏まえ、公表に際しては若干の修正を行い、同協会の要望の一部を機関誌に掲載する対応とすることを承認した。

会員から 2003 年 3 月号の生殖・内分泌委員会報告に関し問題点の指摘があったことについて[資料：庶務 4]

落合理事 より「医会のメーリングリストを通じてではあるが、本会会員から生殖・内分泌委員会の登録の報告が遅れているとの指摘があった。同様に倫理委員会の登録調査小委員会の報告も遅れているので、今後庶務と倫理委員会において、登録に関する報告書作成の責任者と報告の迅速化につき検討したい」との報告及び方針の説明があり、協議の結果、この方針を承認した。

会員から卵巣腫瘍取扱い規約に関し、問題点の指摘があったことについて

[資料：庶務 5]

落合理事 より「本会会員から卵巣腫瘍取扱い規約第 1 部、組織分類ならびにカラーアトラスにつき数カ所の間違いの指摘があった。同規約も出版後 10 年以上が経過しており、内容の見直しの時期がきており、婦人科腫瘍委員会の中に病理学会側の委員を入れた規約改訂小委員会の設置を検討したい」との説明があり、協議の結果、この方針を了承した上、理事会として規約改訂小委員会の設置を承認した。

周産期委員会から会長宛「アセチルスピラマイシン」製造中止について再検討の依頼があったことについて[資料：庶務 6]

本件については、周産期委員会からの意見を受け、第 2 回常務理事会の検討では本会

として会長名で供給継続の要望書を提出する方針とした。

しかし、アセチルスピラマイシンのメーカーである協和発酵工業より、同薬の製造面での問題から販売中止にせざるを得ないとの理由書が届けられた（平成 15 年 6 月 6 日付書面）。[資料：庶務 7]

落合理事 より「アセチルスピラマイシンにはトキソプラズマの適応症がないため、強く要望しづらい面がある」との指摘があった。

野澤会長 より「アセチルスピラマイシンは 14 週以前のトキソプラズマ急性感染症合併妊娠に対するわが国唯一の治療薬であるが、協和発酵工業としては製造の持続が困難のようだ。あと 2 年くらいは在庫がある由だが、今後の対応を周産期委員会でも検討してほしい。中国やスペインで製造されているらしいがその情報は少ない」との意見が出され、協議の結果、本件については周産期委員会での対応を検討することになった。

（8）匿名の女性医師からの学術講演会時の託児所に関する申し入れについて

[資料：庶務 8]

和氣理事 より「託児所については、様々なリスク面から業者と個人との 1 対 1 契約の方が望ましく、利用者の利便を図り早めに公表することで対応したい」との報告があった。

中野監事 より「クレームの内容は、値段のみならず託児所に対する学会としての対応についてなされたものである。学会として育児中の女性医師の学会参加にどのように対応するのか。女性医師の福祉をすすめるという意味で積極的に検討すべきである」との発言があった。

これを受け**野澤会長** より「学会としては前向きに考慮し、契約面や学会のかかわりなどの具体的対応については今後検討したい」との意見が出され、協議の結果、この方針を承認した。

〔 . 官庁関係〕

（1）文部科学省

本会の平成 14 年度事業報告書、平成 15 年度事業計画書を文部科学省研究振興局学術研究助成課長宛提出した（4 月 23 日）。

文部科学省研究振興局学術研究助成課から 7 月 11 日に本会の業務執行状況につき事務局に立入検査を行うとの連絡があった（4 月 28 日）。

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室長から科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会報告「機関内倫理審議委員会の在り方について」を受領した（5 月 15 日）。

（2）厚生労働省

前述の通り、厚生労働省より会長宛「妊婦等における水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」の通知と会員への周知徹底依頼の書面を受領した（6 月 9 日）。

「健やか親子 21」推進協議会・課題 2 平成 15 年度幹事会への本会からの参加者について

本件については第 1 回常務理事会（平成 15 年 5 月 16 日）において、参加者人選につき会長一任となったが、会長より岡村州博、久保春海、木下勝之、佐藤 章、佐藤郁夫の 5 氏の推薦を行いたいとの提案があり、協議の結果、これを承認した。[資料：庶務 10]

厚生労働省母子保健課より「『健やか親子 21』における指標のベースラインの最終設定について」の書面を受領した（6月19日）。[資料：庶務10]

厚生労働省科学研究費補助金子ども家庭研究事業「小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究」のNews Letterが発刊された。

また、先に同研究班のホームページ（<http://www.wakate-ishi.jp>）が開設され、本会のホームページとの相互リンクが行われている。

なお、産婦人科医の不足が4月29日のNHKニュースで本会提供のデータを基に取り上げられた。同ニュースの録画は事務局に保管している。

同研究班から公開シンポジウム「小児科・産科女性医師をめぐる諸問題」（開催時期9月頃）への後援名義使用許可申請と同シンポジウムの本会ホームページへの開催依頼の書面を受領し、これを応諾した。

（3）最高裁医事関係訴訟委員会

医事関係訴訟委員会から平成15年2月6日付で鑑定人候補者推薦依頼があった事案につき、鑑定人推薦委員会での協議により候補者を選定し、本人の内諾を得た上で、4月21日に訴訟委員会に推薦を行った。本会による鑑定人候補者推薦はこれで3件目となる。なお、医事関係訴訟委員会より4月23日付で新たに2件の鑑定人候補者推薦依頼の書面を受領し（4月25日）、鑑定人候補者を現在選定中である。

〔 ． 関連団体 〕

（1）日本産婦人科医会

日産婦学会・日産婦医会ワーキンググループの医会側メンバーは清川 尚、亀井 清、川端正清、田中政信、宮崎亮一郎の5氏となった。

平成15年度の第1回学会・医会ワーキンググループ（通算第13回）を6月24日に開催し、本年度の取組み課題及びスケジュールの検討を行った。

医会から第55回学術講演会で掲示した「専門委員会ポスター報告」の貸与依頼の書面を受領し、貸与することが承認された。[資料：庶務11]

平成14年12月に医道審議会医道分科会より示された「医師および歯科医師に対する行政処分の考え方について」に対し、医会から5月13日付けで同審議会宛要望書が提出された。[資料：庶務12]

（2）日本学術会議

日本学術会議第19期会員選出に係わる選挙が5月28日に行われ、本会から推薦の青野敏博徳島大学学長が、第19期委員に内定した。

日本学術会議より本会に科学研究費補助金の第1段審査委員候補者として、14名の推薦依頼があった（5月23日）。

5月28日付で全理事に郵送での推薦依頼を行った。第2回理事会前に日本学術会議に候補者推薦を行わなければならないので、郵送による投票結果を踏まえ、第2回常務理事会で14名の審査員候補者の決定を行った。なお、審査員候補者の推薦は得票数順位、同票の場合は年長者を上位とするとの慣例となっている。

(3) 日本臨床検査医学会

同学会より「基準値・基準範囲に関する用語の取扱いについての提言」に対するアンケート調査を受領した(4月25日)。アンケート回答期限は5月31日。

本件アンケート対応の部署につき第1回常務理事会で協議の結果、教育・用語委員会に検討を依頼し、同委員会から回答を行った。

(4) 日本麻酔科学会

日本麻酔科学会から「麻酔薬および麻酔関連薬使用ガイドライン」及び「麻酔科医のための教育ガイドライン」各1冊を受領した(5月12日)。

(5) 日本循環器学会

日本循環器学会より、同学会学術委員会「禁煙指導のガイドライン班」を母体とし、禁煙指導を必要とする関連学会の合同委員会を設置し、禁煙指導のガイドラインを作成するに伴い、本会から班員1名を推薦してほしいとの依頼状を受領した(5月28日)。

同学会は妊婦に関する禁煙の検討も行うとのことである。第2回常務理事会での協議の結果、順天堂大学木下勝之教授を推薦した。

(6) 日本家族計画協会

日本家族計画協会から報告書「乳幼児の事故予防、乳幼児の事故死を予防するために」を受領した(5月14日)。

[. その他]

(1) 後援依頼

第23回医療情報学連合大会より、大会の後援依頼があった(3月31日)。後援実績もあり、経済的負担もないことから後援を応諾した(4月23日)。

読売新聞中部支社より、がん制圧シンポジウム「婦人科がんの展望」の後援依頼があった(4月24日)。経済的負担もないことから後援を応諾した(5月6日)。

第20回国際胎児病学会(会長 中野仁雄、2004.4.23~26、於 福岡)より、後援依頼の書面を受領した(6月2日)。経済的負担もないことから後援を応諾した(6月6日)。

フィブリノゲン製剤の薬害肝炎原告団、弁護団より、「薬害肝炎被害実態調査に関する要請書」を受領した。(6月25日)

同様の要望書が日産婦医会にも届けられた。[資料：庶務13]

佐藤理事より「昨年周産期委員会で病院にアンケート調査を行ったが、それ以上の調査は困難であり、昨年のデータを示すしかないと思われる。」との発言があり、平岩弁護士より「単なる要望で強制力はないことから、その対応で十分と考える」との意見が出された。

アルコール薬物問題全国審議会(NPO)より妊娠中の飲酒を原因とする耐性アルコール症候群を予防事業に関連して、11月に開催される国際シンポジウムにシンポジストまたは指定発言者の推薦依頼があった。周産期委員会に人選を一任した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 平成 14 年度決算監査と会計担当理事会について

午後の協議事項において審議。

(2) 前飯島正一郎事務局長への退職給与金の支払いについて

職員退職・死亡給与規定に基づく退職給与金の支払いが諮られ、これを承認した。

3) 学 術 (和気徳夫理事)

(1) 第 55 回総会ならびに学術講演会の開催

第 55 回学術講演会は平成 15 年 4 月 12 日～15 日、福岡国際会議場及び福岡国際センターで開催された。参加者は 4,016 名(会員 3,921 名、会員外 31 名、IS 参加外国人 64 名)であった。

(2) 会議開催

第 3 回一般演題応募処理システム検討小委員会：4 月 11 日に開催

第 55 回学術講演会シンポジウム事後評価委員会：6 月 5 日に開催

第 1 回 IS 委員会：6 月 26 日に開催

第 1 回学術担当理事会、第 1 回学術企画委員会：6 月 27 日に開催

(3) 平成 15 年度「日本医師会医学賞」候補者の推薦結果について

学術企画委員会委員及び理事に推薦を依頼のところ、特に推薦が寄せられなかった。会員 1 名より自薦があったが、第 2 回常務理事会での協議の結果、本会として平成 15 年度日本医師会医学賞の推薦を見合わせることにした。

(4) 上原賞、平成 15 年度神澤医学賞、朝日賞の候補者推薦依頼について

6 月 26 日までを期限として、学術企画委員会委員及び理事全員に推薦を依頼している。

(5) IS 委員会委員の委嘱について

和気理事 より「今期の IS 委員会委員について、委員長和気徳夫(学術企画委員長)、委員に青木大輔(第 56 回担当校)、麻生武志(学術担当理事)、稲葉憲之(学術担当理事)、金山尚裕(学術企画委員)、佐川典正(学術企画委員、第 57 回担当校)、高桑好一(第 58 回担当校)、野崎雅裕(第 55 回担当校)、早川 智(学術企画委員)、平川俊夫(学術企画委員、第 55 回担当校)、深谷孝夫(学術企画委員)、本庄英雄(学術企画委員)、矢野 哲(学術企画委員)、吉田幸洋(幹事長)の各氏に委嘱したい」との提案があり、協議の結果、これを承認した。

(6) 総会会場固定化のための準備委員会の設置について

和気理事 より「第 55 回総会で承認された学術集會会場固定化に関する方針に基づき、学術企画委員会、運営企画委員会、会計担当理事会、事務局で構成される学術集會会場固定化準備委員会を理事会内委員会として設置する。本委員会での検討課題は、固定化に伴う経費節減と事務局機能の強化を柱とするが、登録業務の一元化、JOGR の編集など、事務局に係わる諸課題もあるので、運営企画委員会内事務局 IT 化推進委員会等とも連携しつつ検討を進める予定である。構成メンバーは、和気徳夫（学術企画委員長）、落合和徳（運営企画委員長）、岡村州博（会計担当常務理事）、石塚文平（運営企画委員）、寺川直樹（鳥取大教授）、牧野恒久（学術企画委員）、佐川典正（学術企画委員）、吉田幸洋（幹事長）、高桑好一（第 58 回担当校）、阪埜浩二（庶務担当主務幹事）、村上 節（会計担当主務幹事）、平川俊夫（学術担当主務幹事）、荒木信一（事務局次長）、中井みゆき（学術担当事務局員）とするが、検討テーマにより参加者は柔軟に対応したい」との提案があり、協議の結果、これを承認した。

4) 編集（星 和彦理事）

(1) 会議開催

4 月 25 日、6 月 16 日に JOGR 編集会議を開催した。

昨年度、編集担当の幹事が JOGR 編集会議に参加することを決めたのに伴い、この会議から編集担当幹事が出席している。

5 月 16 日、6 月 6 日に機関誌編集会議を開催した。

6 月 27 日に第 1 回編集担当理事会を開催し、本年度の具体的な作業日程、日産婦誌のあり方を協議した。

(2) 「研修医のための必修知識」の製本化について

星理事 より「3 年前に研修医のためのテキストを本会機関誌の研修コーナーに掲載し、後にまとめて製本化することを念頭に置いていた。平成 16 年度からスーパーローテイトが始まるタイミングでもあり、53 巻 1 号から 56 巻 3 号までの製本化を行いたい。購入対象者は連載が始まった以降の日産婦誌を手にとることになった研修医や研修の指定病院それに産婦人科を選択しないスーパーローテーターを考えているが、多少収益的なものも追求したい。

なお、研修医のための必修知識の製本化に当たっては、専門医制度研修小委員会で作成するスーパーローテーターを対象とするガイドブックの役割分担、調整を行う必要がある。

また、学会編纂となると内容に責任を持つことになるので、その内容の検討を本会のどこで行うか等の検討も必要である」との提案があった。

本件につき **武谷理事** より「スーパーローテーターには卒後研修の必修化の中で何をやるかという点を明確にしておきたい」との発言があった。

また **星理事** より「本書は大体 800 ページ、値段は概算 3 ~ 4 千円程度のものとなる。その内容は各専門委員会に再検討をお願いすることの内諾を得ている」との報告があった。

以上の発言を踏まえ、協議の結果、「研修医のための必修知識」の製本化につき承認し

た。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO Nominations for the Terms 2003-2006 について

村田理事 より「FIGO の会長から本年 11 月にチリで開催される FIGO 総会で 2003～2006 の役員と常任理事国を決めることになるが、日本が引き続き常任理事国として立つのか、また役員として立候補するのかの意思表示をしてほしいとの書面を受領した。

第 2 回理事会で協議する時間的余裕がないので、第 1 回常務理事会で本件対応につき協議を行った。同常務理事会では、日本産婦人科医会の坂元会長より FIGO における長年の経験から、日本は常に存在感を示し続けることが重要で、引き続き常任理事国及び役員への立候補を行うべきとのアドバイスがあった。

役員については米、英、加等の FIGO の主要国が本会村田常務理事を FIGO の Treasurer として推す動きがあるのを踏まえ、同常務理事会で協議の結果、村田常務理事を本会として Treasurer に推薦することとし FIGO に回答した。

また、常任理事国は原則 6 年との目安があり、日本はそれに抵触するが、引き続き日本は国際的に貢献したいので、FIGO の常任理事国に立候補したいとの会長の希望のレターを添え、FIGO に立候補の旨回答した」との報告があり、これを了承した。

(2) スペインの Prof. Luis Cabero Roura などから本会会長宛に次期 Vice-President への立候補と本会からの指示を希望する旨の連絡を履歴書とともに受領した(4月28日)。本件につき協議の結果、拙速な回答をせず静観することとした。

(3) FIGO 腫瘍委員会の Prof. Ngan 委員長からの妊娠絨毛性腫瘍に関するアンケート調査があり、本会婦人科腫瘍委員会の回答案を以て返答した。

[AFOG 関係]

とくになし

[ACOG 関係]

村田理事 より「ACOG 2003 Annual Clinical Meeting (於ニューオリンズ 4月26日～30日)に野澤会長、村田渉外担当常務理事が出席した。

4月29日、定例の JSOG、ACOG の合同会議が開催された。本会から野澤会長、村田常務理事、ACOG からは前々会長、前会長、現会長、次期会長、次々期会長等が参加した。非常に active な議論が行われたが、米国も日本同様、産婦人科医の減少、女性産婦人科医師の比率上昇という問題に直面しているとのことである。ACOG の刊行物につき本会がどのような形で活用できるか、Copyright、Patent、Royalty 等について尋ねてみたところ、ACOG Executive Vice President の Dr. Ralph Hale から、どんどん邦訳してもらって結構だとの回答があった。ただし、ACOG の original である旨の明記と、その都度形式的にはあるが、許可を取る必要はある。なお、ACOG より周産期に係わる

刊行物（周産期における酸素不足における脳性マヒを統計的、病理的、生態的な観点から分析し、これまでと違った見解も書かれている）が 40 部程送付されてきたが、ACOG からはこの刊行物の内容に同意ならば日本として endorsement してもらいたいとの要請があり、周産期委員会に endorsement しても良いか検討を依頼することになった。なお、ACOG の刊行物を邦訳する場合は許可を取るなどの関係上渉外を通してほしい」との報告及び説明があった。

野澤会長 より「邦訳する場合に渉外を通じて FIGO と連絡を取ることが必要である。その手続きの流れの原案を庶務で作成してほしい」との要望があり、庶務で検討することになった。

[その他]

(1) JOGR に係わる Blackwell 社との出版契約書の締結について

村田理事 より「かねてから懸案の Blackwell 社との出版契約につき、本会の要望である紛争の場合の仲裁条項につき日本商事仲裁協会に仲裁を付任すること及び本訴の場合の準拠法は日本法によることが全面的に受け入れられた。他学会と Blackwell 社との契約では準拠法はオーストラリア法であるが、万が一の紛争の考え、故飯島事務局長が準拠法を日本法とすることを主張し、国際弁護士の意見も同様であったので、本会として予め Blackwell 社に申し入れていた。今回の Blackwell 社受け入れにより、契約上の問題が払拭されたので、同社と正式に契約を締結することとしたい」との提案があり、協議の結果、これを承認した。

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 社会保険関連の委員一覧 (本会、日産婦医会) [資料: 社保 1、2]

(2) 不妊治療の保険収載について [資料: 社保 3]

少子化対策の一環として配偶者間の不妊治療に国の助成制度が設けられることとなった。対象は体外受精と顕微受精に対して、年間 10 万円前後で 2 回を上限に、指定医療機関で治療した場合支給されることが報告された。

(3) 「血液製剤の安定供給確保に関する法」について [資料: 社保 4、5]

平成 15 年 7 月 30 日より生物由来製品・特定生物由来製品に関する改訂薬事法が施行される。この規制に合わせて表示および添付文書の記載が変更になる。

本庄理事 より「生物由来製品の規制に関するお知らせにある記録の 20 年間保管はどこですか」との質問があり、**植木理事** より「病院の管理者に 20 年間の保管義務があり、保管方法は従来のカルテ保存でよい」との回答があった。

(4) 外保連要望について [資料: 社保 6]

本日第 1 回社保拡大委員会が開催される予定であり、これまでの検討項目を外保連へ提

出する予定である。

(5) 平成 15 年度第 1 回日本産婦人科医会社会保険懇談会(委員会)および第 33 回全国社会保険担当者連絡会報告

白須常務理事より中央情勢について、佐々木副会長より日医診療報酬検討委員会の報告があり、また委員からの質疑があった。

(6) 日本医師会疑義解釈委員会報告[資料：社保 7]

疑義解釈委員会の活動内容について資料に基づいて説明があった。

(7) 混合診療についての見解[資料：社保 8、9]

会員から混合診療について問い合わせがあった。自費診療と保健診療のカルテは明確に区分することなどを回答する予定である。

(8) 外保連から「施設基準設定手術数再調査」の依頼があった(6月24日)。各調査施設からの回答期限は7月31日である。

本日の第1回社会保険学術企画委員会で検討の上、7月中に卒後研修指導施設(800余)へのアンケート調査を実施したい。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 第 55 回学術講演会生涯研修出席証明シール配付数(カッコ内は第 54 回学術講演会)

1 日目：1,538 枚(1,957 枚)、2 日目以降：2,797 枚(3,070 枚)、合計 4,335 枚(5,027 枚)

(2) 研修記録手帳の送付

地方委員会委員長宛に新しい研修記録手帳を送付し、所属専門医に配付するよう依頼した(3月25日)。

(3) 専門医認定二次審査

面接試験担当者及び試験実行委員に面接試験担当の依頼状を送付した(4月24日)。

筆記試験問題選定委員会：第1回委員会を5月2日に開催した。第2回委員会を5月23日、第3回委員会を6月20日に開催した。

武谷理事より「今年度より専門医認定二次審査で筆記試験と面接試験が施行される。昨年までとは異なり、外来レベルのよくある主訴の症例を4例呈示しておき、その中から面接官が指定して面接試験を行う。また、今年度の筆記試験問題は公表しない」との今年度の試験に関する説明があった。[資料：専門医制度1]

さらに専門医試験受験資格に関して、**武谷理事**より「スーパーローテートの2年間で専門医の申請資格である5年間の中に含める方向で検討している。他学会をみても組み込

む方が多い」との発言があった。[資料：専門医制度2]

大濱理事 より「スーパーローテートの2年間で5年間に含めると、実質産婦人科での研修は3年間となるが、従来の5年間との整合性がとれない。この点をどのように説明するのか」との意見が出された。

武谷理事 より「厚生労働省もその点を気にすることが考えられるが、従来も必ずしも5年間すべて産婦人科で研修していたわけではなく外科や麻酔科などを回ることもあった。この部分を2年間の研修義務化に委ねたと考えてほしい。ただし、場合によっては手術や論文などのハードルを考える必要があるかも知れない」との返答があった。

大濱理事 より「一般研修病院にもそのことを知らしめて、教育指導に当たってもらう必要がある」との指摘があり、**中野監事** より「学術団体として、今後行われる2年間と3年間の研修が、従来の5年間の研修と同等であるとの認識を持つことが必要であろう」との意見を受けて、**武谷理事** より「スーパーローテートで学ぶべきカリキュラムはそのためになされたものである。従来の5年間で体得すべき必修項目は2年間と3年間の研修でも可能との目算もある」との返答があった。

石丸理事 から「試行期間の昨年度の筆記試験で、6割では30%、難易度を調整しても15%が不合格となるというが、今年度はそのようになるのか」という質問があり、**武谷理事** より「専門医認定制度協議会からも本会専門医の高合格率について指摘があるが、今年度は多角的な面から可否を決めることになるだろう」との回答があった。

荒木監事 より「専門医認定制度協議会で問題になっていることに、70歳以上の専門医を再チェックしないのか、ということがある」との発言があった。

武谷理事 より「70歳以上はフリーパスでよいという意見と体力的な面からも厳しくチェックすべきという相反する意見があった」ことが報告され、協議の結果、本件については専門医制度委員会で引き続き検討していくこととなった。

(4) 会議開催

5月17日に第1回中央専門医制度委員会を開催した。

6月22日に第2回中央専門医制度委員会、全国地方委員会委員長会議を開催した。

(5) 中間法人日本専門医認定制機構第1回総会について

6月11日に第1回総会が開催され、本会から野澤会長が出席した。

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 「胚提供による生殖補助医療に関する倫理委員会見解(案)」について

田中委員長 より「胚提供に関しては、倫理委員会見解(案)として本年1月から3月末で会員に晒し意見を募ったが、意見は寄せられなかった。国の方針とは若干異なる本会の倫理委員会見解案だが、国とは別の視点での見解も意義のあることと思うので見解として、広く会員に周知する。なお、次回の総会で承認された後本会の統一見解となる」との報告、説明があり、協議の結果、これを承認し、本日ただちにホームページ上に公開することとした。[資料：倫理2]

なお、本件に関し**武谷理事** より「見解と会告の違いを対外的にわかりやすくどのように説明するのか」との質問がなされた。

平岩弁護士より「法律的には会告については学会の中で定義はないが、定められたことを会員全体に伝達する手段である。統一見解は会員をある程度拘束するものである」との考え方が示された。

(2) 本会の見解に基づく諸登録(5月30日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：登録 80 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：登録 595 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：登録 428 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号
(平成 6 年 8 月)において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録申請：登録 320 施設

非配偶者間の人工授精の臨床実施に関する登録：登録 26 施設

(3) 「代理懐胎に関する見解」をホームページに掲載した。また、機関誌 5 月号に掲載した。

(4) 解説資料集「代理懐胎について」を日産婦学会ホームページ上に掲載した。日本医師会雑誌より、当該資料集の内容が良いので、同雑誌に掲載したいとの申し出があり、これに応じる予定である。

(5) 倫理委員会委員(案)について

第 1 回常務理事会で提示した倫理委員会委員(案)につき通信で全理事に伺ったところ、全員より承認が得られていたが、本日正式に承認された。[資料：倫理 1]

(6) 倫理委員会の開催

6 月 4 日に第 1 回倫理委員会を開催した。

(7) 倫理委員会議事録について：前年度と同様、発言者明記で作成し、会員用ホームページ上で公開することとなった。

(8) 倫理審議会答申「精子・卵子の提供者を匿名の第三者にする点について」を、会員用ホームページ上で公開することについて、米本前倫理審議会委員長の許可が得られたので、ホームページに公開した。

(9) 倫理審議会の設置及び諮問事項について

本年度も倫理審議会を設置し、『精子・卵子の提供による生殖補助医療で生まれた子の出自を知る権利』に関して諮問することを予定している。

倫理審議会委員選任にあたり、理事及び倫理委員会の先生方に委員候補者の推薦をお願いした結果がまとめられ、協議の結果、これを承認した。[資料：倫理3]

(10) 登録調査・小委員会の登録業務について 登録業務一元化との関連において 登録調査・小委員会の登録業務を、他の登録業務一元化と合わせてUMINを利用した登録体制とするかについて小委員会で検討することとした。

(11) 「産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）について（案）」および「産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）制度規則（案）」について

これらの案を『生殖補助医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループ』のメンバー（本学会および日本不妊学会、日本受精着床学会等の他学会からのメンバー）に諮っている。

星理事 より「ワーキンググループメンバーの一つである日本アンドロロジー学会から『遺伝カウンセリング指導医（生殖）制度規則（案）では、産婦人科医であることを前提としているが、他科の医師は指導医になれないのか。生殖医療に携わっているのは産婦人科医ばかりではない』との質問があった。この質問につき回答する必要があるが、本件についての見解はいかがか」との発言があった。これに対し、**鈴森理事**（遺伝カウンセリング委員会委員長）より「今後は他科にも加わっていただくことも含めて検討する」との回答があった。

野澤会長 より「日本泌尿器科学会の代表には入っていただいている。他科および他学会と足並みを揃えることは必要だ。そのためのワーキンググループとご理解いただきたい」との発言があり、これを了承した。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 定款改定委員会（落合和徳委員長）

落合理事 より「文部科学省担当者と折衝のところ、本会の理事長制導入の趣旨につき、大方の了解を得た。今後、定款改定委員会での検討結果を踏まえ、文部科学省と具体的折衝に入ることになるが、同省から現時点でのモデル定款を受領した。[資料：定款改定1]

6月13日に第1回定款改定委員会を開催し、理事長制の導入に伴い、定款及び定款施行細則の改定すべき点につき、モデル定款等を参考にしながら議論を行った。その結果、現段階での新旧対比の定款及び定款施行細則資料を作成した」との報告があった。

[資料：定款改定2]

また**落合理事** より「6月27日に開催された第1回運営企画委員会において、理事長制導入にあつて學術集会長の学会での立場について、理事者であったほうが良いという意見と、そうでなくても良いという意見があった。仮に理事者であったほうが良いとすると、現状での理事定数のあり方、ブロック制のあり方など多くの問題が生じる。本会は理事定数が多いと文部科学省から指摘を受けているという経緯もあるが、今回の定款改訂にあつては、理事長制導入を第一義として交渉して行く」との方針が述べられた。

松岡副議長 より「モデル定款の 34 条、35 条によれば、3月と6月の年2回総会の必

要があるとされるが、この点は問題ないのか。」との質問があったが、**落合理事**より「現行の定款に対して不備を指摘されたことはないので心配ないだろう」との回答があった。

第1回運営企画委員会、第2回理事会での審議を踏まえ、7月7日に第2回の定款改定委員会を開催する。

2) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

(1) 会議開催

5月16日に第1回学会のあり方検討委員会を開催した。

6月6日に第2回学会のあり方検討委員会を開催した。

藤井委員長より「本年度のあり方検討委員会では産婦人科の医師の存在意義をアピールする視点からの議論を行う予定である。まず手始めに産婦人科医師の不足の定量化を試みたい」との方針が示された。

本件に関し**落合理事**より「6月27日に開催された第1回運営企画委員会において、各ブロックでの意見をいただいたところ、産婦人科医不足を指摘する意見が多く、今後学会のあり方検討委員会で検討していきたいと回答した」との意見があった。

(2) **藤井委員長**より「平成14年度の学会のあり方検討委員会報告を300部印刷中であり、関連学会及びマスコミ等に配付したい」との説明があった。[資料：学会のあり方1]

中野監事より「厚生省の班会議でも使うために千部単位で増刷を考慮して欲しい」との要望があった。

(3) サブスペシャリティ調整委員会の設置よ委員会の開催について、平成14年度に引き続き、平成15年度も学会のあり方検討委員会内にサブスペシャリティ調整委員会を設置する。

メンバーは

委員長：落合和徳

委員：苛原 稔（不妊学会）、岩下光利（周産期学会）、塚本直樹（婦人科腫瘍学会）、阪埜浩司（担当幹事）、吉田幸洋（幹事長）

6月6日に第1回サブスペシャリティ調整委員会を開催した。[資料：学会のあり方2]

3) 広報委員会（佐藤 章委員長）

(1) 会議開催

5月27日に第1回広報委員会・情報処理小委員会を合同開催した。

同委員会・小委員会では下記報告、協議を行った。

登録業務一元化に向けてのUMINとの協議状況

佐藤委員長より「UMINとの登録業務一元化のプロジェクトに関して、代表者を野澤会長、担当者を各委員会別に、周産期委員会 池ノ上委員長、腫瘍委員会 金澤委員長、内分泌委員会 深谷委員長にお願いしたい。これは、UMIN・医学研究データセンターのホームページで運用中・運用予定のプロジェクトとして一覧表示される」との説明があり、これを了承した。

施設番号の統一化のためには各部署、各専門委員会との調整、協議が必要となる。

佐藤委員長 より「『Info Sadohara』の名称を『日産婦学会ニュース』に変更したとの報告があり、これを了承した。

地方部会担当の公開講座について**野澤会長** より「日本産婦人科腫瘍評価(JGOG)に癌関連公開講座の場合、金銭的補助が得られる」とのアドバイスがあり、JGOG にアプローチすることにした。

(2) 外保連ニュースの国会ホームページへの掲載について

佐藤委員長 より「外保連からその活動内容について機関誌及びホームページへの掲載を依頼された。機関誌への掲載にはかなりの頁数を割かれ本会のコスト負担となるので、外保連にその旨を連絡したところ、ホームページへの掲載をお願いしたいとの依頼があり、同ニュースを国会ホームページに掲載することとした」との説明があり、これを了承した。

(3) 平成 15 年 5 月 31 日現在パスワード登録状況

全パスワード登録者 4,703 名/在籍会員 15,918 名、29.54%

(4) 公開講座

平成 14 年度の国会主催公開講座「女性の健康を考える」についてのアンケート回答結果がまとまった。[資料：広報 1]

参加者約 300 名、内容に関しては良かったという意見が多かった。

第 56 回国会主催市民公開講座企画実行案[資料：広報 2]

阪埜幹事より、3 名程度の講演とパネルディスカッションを予定していることが報告された。

平成 14 年度地方部会担当公開講座実績及び平成 15 年度地方部会担当公開講座開催予定[資料：広報 3]

今年度は 29 件の申し込みがあり、1 件につき約 10 万円の見当であることが報告された。

(5)「Info SADOHARA」の会員へのご照会とパスワード登録推進の依頼を機関誌とともに送付する。

佐藤委員長 より「会員より『何回も同じことをニュースとして流すな。発信者の氏名がないのは無責任である』とおしかりを受けたが、案の呈示や意見の募集として同内容が複数回流れるものであり、やむを得ない。また、後者に関しては、責任者は会長ということで従来通り無記名でよいのではないかと考えている」とことが示された。

和氣理事 より「学会として出しているのだから、記名は不要」という発言があり、協議の結果、会長の責任と考えるとこのことで、承認された。

また、**野澤会長** より「会員への情報伝達の面からも、各地方部会でのパスワード登録推進をお願いしたい」との要請があり、推進を図ることで承認された。

(6)平成 15 年 5 月 1 日より 6 ヶ月の契約で、ホームページ(会員専用ページ)に㈱トイツイのバナー広告を掲載している。

現在さらに 4 社と交渉中である旨が、**佐藤委員長** より報告された。

(7)特定非営利活動法人 婦人科悪性腫瘍化学療法研究機構(JGOG)から本会地方部会主催の市民公開講座で婦人科がん化学療法のテーマで開催を予定する場合、共催を検討してほしいとの依頼状を受領した(6月24日)。[資料:広報4]

4) 2007 第 20 回 AOCOG 実行委員会 (武谷雄二委員長)

6月6日に第1回の委員会を開催した。

武谷委員長 より「2007年9月21日~25日を期間とし、本会の春の学術集会とは別途に開催すること、会場はスペース、コストそれに会員へのアピールとの観点から、横浜か東京、具体的にはパシフィコ横浜か東京プリンスホテルパークタワーとすること、また学会、医会両会の 2007AOCOG への関わり方などが検討事項となることを確認した。当面実行委員会で予算を含めた開催骨子案を検討していく。なお、医会は AOCOG に対して協賛という形で参加することとなる」との報告があり、この方針を承認した。

また AOCOG の立ち上げ資金の提供が承認された。

・協議事項

1.平成 14 年度確定決算について

岡村常務理事 より、資料に基づき決算書の説明があり、また **荒木監事** より、適正な業務運営、会計処理がされているとの監査報告がなされ、協議の結果、平成 14 年度確定決算につき原案通り承認した。

2.運営企画委員会の答申について

落合運営企画委員長 より、6月27日(金)に行われた第1回庶務担当理事会および運営企画委員会で、以下の項目につき協議したことが答申された。

1) 理事長制導入に伴う学術集会長的位置づけの検討について

学術集会長は理事として責任ある立場につく必要があるという意見と、学術集会長は理事以外からも選出されることを考慮すれば必ずしも理事になる必要がないという意見があり、今後、他学会の状況を調査して論点を絞って検討する予定である。協議の結果、この方針を承認した。

2) 運営企画委員会内委員会における平成 15 年度の協議方針について

鑑定人推薦委員会、専門委員会の機構改革検討委員会、会員カード導入検討委員会、事務局 IT 化推進委員会の 4 つの小委員会を設置し、基本的にこれまでの答申に則った速やかな協議を図ることが示され、以上の 4 委員会の設置は承認された。

石丸鑑定人推薦委員長 より「鑑定人の受諾がなかなか得られないことから、その候補者リストを助教授・講師まで広げたい」との提案があり、協議の結果、これを承認した。

3) その他

落合運営企画委員長 より、AOCOG2007 に向けて各部署の協力体制を敷くことその他、各地方の産婦人科医不足にも本会として取り組んでいく必要があることが述べられた。

3. 学術委員会の答申について

1) シンポジウムの事後評価

和氣学術企画委員長 より「6月5日(木)に行われたシンポジウム事後評価委員会で、シンポジウム1, 2は、評価が高かったが、7名の演者による会長指定シンポジウム1は、発表時間の不足が顕著であり、次回以降は工夫を望むこと、また、会長指定シンポジウム2は、準備期間が充分に取れなかったことの指摘があった」と報告された。

野澤会長 の発案で、当日配布資料を目通しの上、問題があれば一週間以内に委員長まで連絡することとした。

2) 第56回総会ならびに学術講演会について

阪埜幹事 より、担当校としての準備状況について以下の如く説明があった

会期は平成16年の4月10日(土)から13日(火)までの4日間、会場は東京・台場のホテルグランパシフィックメリディアン及びホテル日航とする。

生涯研修プログラム、招請対談などの企画が説明された中で、生涯研修プログラムについては、その座長を担当校の裁量で決定したい旨提案があった。また、生涯研修プログラムのビデオの撮影保存に関して、非会員の演者の肖像権の問題があり、学会として同意書を整えてもらいたいという要望があった。以上の点を承認した。

その他、高得点演題のPCプレゼンテーションを採用すること、当日登録にクレジットカードの支払いを導入することなどの計画が説明され、いずれも承認された。

3) ISの call for papers

和氣委員長 より、これから行われる国際学会に参加の際は、call for papers を持参してもらいたいとの要望があり、これを承認した。

4) 第56回学術講演会一般演題募集の要項は昨年と同じとすることが呈示され、承認された。

5) 第56回学術講演会シンポジウムの募集に際して、シンポジウム未経験者を条件とする応募上の制限を撤回したことが示され、承認された。

6) 第1回総会会場固定化準備委員会が6月6日に行われ、検討事項を確認したことが説明された。

野澤会長 より「この委員会での検討事項が、事務局IT化推進委員会と重複することはないか」との質問があり、**落合常務理事** より「事務局移転等の問題は事務局IT化推進委員会で取り扱うことになり、各々の役割は異なるが、いずれ手を取り合って進めていく」との発言があった。

7) **和氣委員長** より「高得点演題の一般講演の事後評価も必要であり、シンポジウムやISの事後評価とともに一括して検討するため、学術講演会事後評価小委員会を立ち上げる」との説明があり、承認された。

8) **和氣委員長** より学術集会長への学術集会における権限を検討するため、学術集会長のあり方検討小委員会の設置が提案された。

運営企画委員会で学術集会長の学会での位置づけと選出方法を検討する中で、現在の会長は裁量権が少なすぎるとの指摘があり、学術集会長に自由度を与えることが必要との方向で意見がまとまっていたことが、**嘉村理事** ならびに**落合理事** より報告された。

これを受けて**石塚理事** より「両者で並行して議論しないとバラバラの結論になる恐れがある」との指摘があった。

和氣委員長 より「学術集会長にはプログラムコミッティーの仕事を委譲することを考慮しているが、一遍に渡すと混乱を招くと思われ、どこまで委譲するかと、どのように移行するかスケジュールを小委員会で検討したい。また会場固定化の委員会でも整合性を図ることが可能である」との回答があり、本小委員会の設置は承認された。

9) 平成15・16年度の専門医筆記試験問題評価委員会委員案が示され、承認された。

10) その他

岡村理事 より、今年度の学術奨励賞について質問あり。

和氣委員長 より「今後については学会賞見直しの小委員会を立ち上げて、他学会のアンケート調査を開始して検討する予定である。今年度は従来通り、JOGRへの掲載論文の中から選ばれる」との回答があった。

野澤会長 より「インターネットによる情報の会員への普及に向けて、広報とも相談して学術集会担当校としてもパスワード登録推進の手伝いをしたい」との提案があり、承認された。

4. 専門委員会について

深谷生殖内分泌委員長 より「理事会への陪席については、本会の動向が解りありがたい。本年度の各々の委員会の活動が開始された」との報告があった。

野澤会長 より、研修コーナー製本化に関する業務協力、**和氣学術企画委員長** より、国際学会出席時のポスター配布、また、**工藤理事** より医学的問題が生じたときの早期対応についての各々要請があった。早期対応への各委員会の手順は庶務で考えることになった。

5．機関誌編集について

星常務理事 より「学術的な面を充実しつつ雑誌のスリム化を図ることを検討中である」との報告があった。

野澤会長 より「全会員へ情報を提供するという役割にも力を入れて欲しい」との要望があった。また、**田中理事** より「魅力ある誌面をと望むとの声が届いているので、例えば特集号などの工夫をお願いしたい」との発言があり、**星理事** より「予算内での充実を図りたい」との回答があった。

「研修医のための必修知識」の製本化に関して、**石塚理事** より「スーパーローテートの研修医をリクルートするために研修医に配布を考えたかどうか」との提案があったが、**星理事** より「研修指定施設での購入を念頭に置いており、無償配布は難しい」ことが示された。

研修コーナーの企画時の経緯と原稿掲載までの実際の流れについて二、三の確認があったのを受けて、**木下理事** より「現在の研修コーナーは目的が不明確である。すなわち、専門医の必修知識としてのガイドラインを担うことが必要だが、現在のものは内容が不十分である」との指摘があり、「研修医のための必修知識」の製本化にあたっては、各専門委員会で、内容を責任を持ってオーソライズしていくことになった。

これに関連して**村田理事** より「日本のスタンダードを歴史的に残すことは必要であり、各専門委員会の最優先事項としてもらいたい」との要望があった。

また、**本庄理事** より「研修コーナーと医会の研修ノートの統一、及び JOGR 誌を全会員への配布が理想的である」との指摘があり、後者に関しては**藤井副会長** からも「是非実現を」という要望が出され、**村田理事** より「Blackwell 社との契約を変える必要があるが、具体的な数字を算出して検討するように取りはからう」との回答があった。

野澤会長 から「ガイドラインの作成は他学会でも行われており、ダブルスタンダードとならないようにしてもらいたい」との要請があり、**落合理事** より「医会とのワーキンググループでもその点は話題に上っており、他学会で作成されたものを追認するという道を考えることになった」との報告があった。**武谷理事** より「少なくとも学会と医会のスタンダードは統一するべきである」との意見が出され、**木下理事** から「スタンダードの作成は学会がリードして行うことを決定すべき」との意見が出された。

野澤会長 より「専門医のためのガイドラインやサブスペシャリティのためのガイドラインなど、さまざまなレベルのガイドラインが存在する。本件は庶務を中心として検討していただきたい」との提案があり、庶務にて実務を振り分けることになった。

6．倫理委員会について

田中副会長 より、本年度も倫理審議会を設置したいとの提案がなされ、これを承認した。同審議会には精子・卵子の提供による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利等について審議を依頼することになった。

7．学会のあり方検討委員会

落合理事 より「あり方の中にサブスペシャリティ調整委員会をおき、第1回の会合を

6月6日に開催した。まず、周産期に関しては日本新生児学会が、周産期（新生児）専門医を来年から、周産期（産科）専門医は一年遅れで運用する段取りである。生殖内分泌関連では、日本不妊学会が、生殖医療指導医の第一回の試験を2005年に行う。婦人科腫瘍専門医については日本婦人科腫瘍学会で検討されており、いずれもおよそ会員の10%程度を認定しようと考えているようである。本会としてはこれらを追認するという形で認定することが考えられるが、そのためにもサブスペシャリティのための研修は、本会の専門医を取得後としていただきたい旨の要望を提出することとなった」との報告及び説明があり、協議の結果、この方針を承認した。

8. その他

会の終了に当たり、荒木信一新事務局長より就任の挨拶があった。

以上